平成２２年（フ）第９１号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目８番５号17
債務者　寺澤義次郎
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１９号
神奈川県平塚市松風町28番18―208号　レオパレス松風町
債務者　坂本　峯子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９号
新潟県新発田市三日市391番地７
債務者　五十嵐美英
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２３号
新潟県阿賀野市北本町15番26号
債務者　上松　昌彦
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２５号
新潟県阿賀野市外城町４番22号、前住所新潟市西蒲区巻甲2975番地
債務者　坂井　真広
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３１号
岐阜県瑞穂市牛牧1548番地１　牛牧グリーンハイツ301号
債務者　杉本美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
岐阜県関市千疋北２丁目７番４号
債務者　荒川　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
岐阜市近島１丁目16番１号
債務者　中辻　亜紀
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
岐阜県各務原市那加浜見町２丁目43番地
債務者　上村　　渉
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３５３１号
名古屋市港区木場町６番地の33　スペリアシティ名南アネックスＶ1402号
債務者　岡田　恵司
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００号
愛知県春日井市大留町５丁目26番地６　エバーハイム大留201号
債務者　原　　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５１号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　412号棟406号室
債務者　近藤　祐二
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５２号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　412号棟406号室
債務者　近藤喜代美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５号
香川県綾歌郡宇多津町浜七番丁94番地２　ツインタワー瀬戸大橋14―1001
債務者　大野奈緒美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５０号
大分市大字毛井30番地　グラーベンハイツＡ102
債務者　山本　正弘
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２２１号
宮城県名取市ゆりが丘５丁目16番地の４
債務者　村井　功子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
宮城県塩竈市千賀の台１丁目14番16号
債務者　鈴木　清隆
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係